

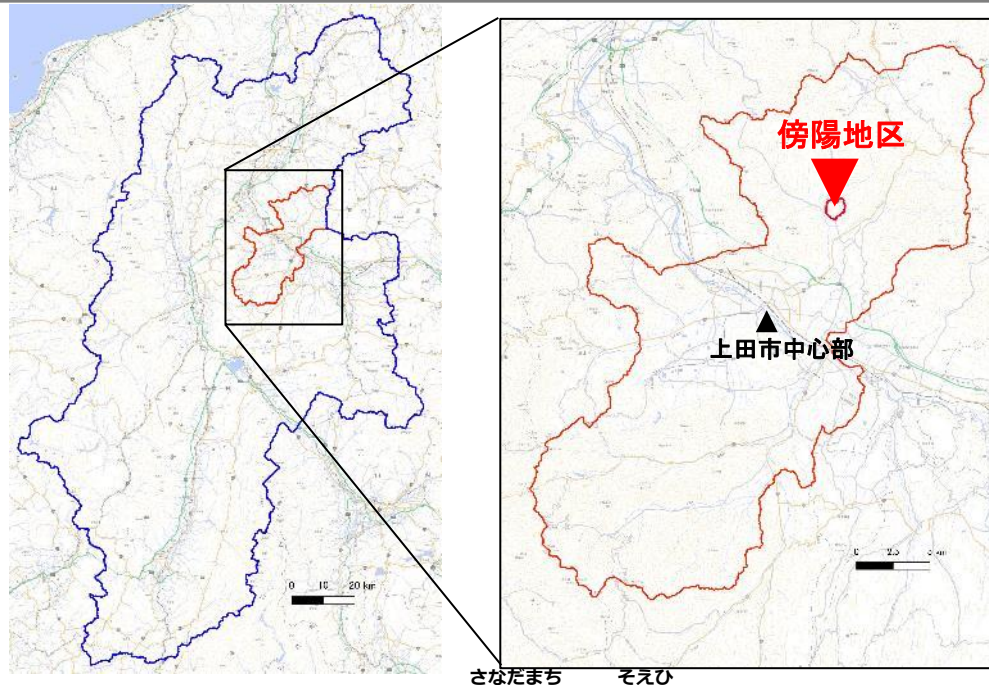
ケーススタディ⑦  
**長野県上田市**における検討状況

---

令和4年10月

# 上田市の概要

- 上田市には、約39,000haの森林があり、その7割（約27,000ha）が民有林。このうち、13,806haを人工林が占めている。
- 上田市の森林は戦後の人工造林による人工林帯、アカマツ林が多く占める天然林帯、薪炭林として利用されていた里山林帯など、多様性に富んでおり、市民のニーズに合わせた森林整備が課題。
- 森林経営管理制度については、災害防止の観点で優先順位が高い地域から意向調査を行い、委託希望の森林については原則、市による間伐を実施していく方針。管内人工林の意向調査を10年で一巡させる長期計画のもと運用している。



## ■ 真田町傍陽地区をモデルとした理由

- 集落近くに人工林、天然林が混在し、土石流や急傾斜の警戒区域を抱えているため、地元から整備の要望が強く、市としても必要性が高いと判断し、令和3年度に意向調査を実施。
- その結果、一部が宛先不明で到達しなかった。
- 当該筆が判明すれば、一体的に集積計画を立てて、整備を行うことが可能。

図1 上田市及び真田町傍陽地区の位置



# 傍陽地区（経営管理権集積計画の策定予定箇所）における取組状況

- 令和3年度に当該地区の意向調査を実施（25.22ha, 159筆, 34名分）したが、3筆のみ宛先不明（2040林班い、ろ、は小班内のa～c林分、それぞれA～C氏が所有）。
- 令和4年度には、隣接する2040林班に小班の全部、ほ林小班の一部（12.2ha, 40筆, 28名分）で意向調査を予定。
- 市としては、2040林班い～ほ小班で一体的に間伐を行うことが効果的かつ効率的と考えており、一団で集積計画を策定する方針。市として初めての集積計画の策定予定地。

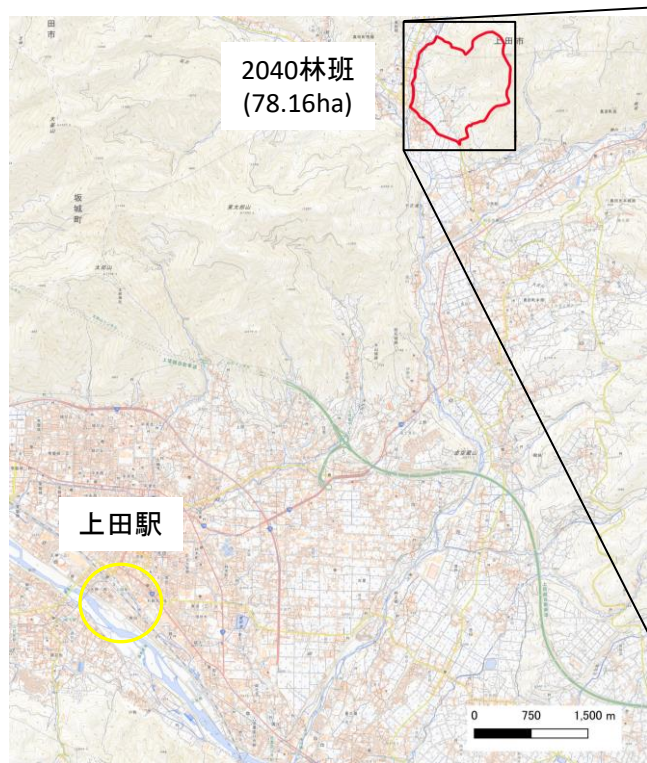


図2 2040林班位置図



図3 2040林班空中写真

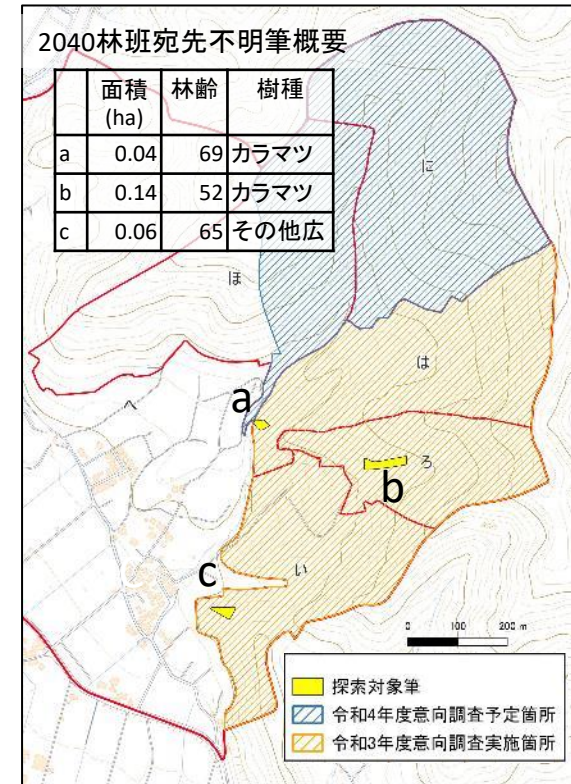


図4 意向調査実施状況

# 探索の状況

- 登記名義人はA, B, Cの3名。いずれも最終登記が大正時代となっている。
- Aは子に家督相続し、その後二次相続、6名の曾孫が存命。
- Bは子に家督相続し、その後一次相続、1名の孫が存命。
- Cは登記簿に氏名以外の情報がなく、上田市に本籍地があると仮定して、戸籍謄本等の取得を試みたが該当がなく、所有者の特定に至らなかった。
- 市はA及びBの相続人から同意を取得するとともに、Cについては所有者不明森林の特例措置を活用して、集積計画を立てたいと考えている。

登記名義人

A  
S14  
死亡

除籍謄本等により、S14に死亡し、子に家督相続されていることが判明。

B  
S13  
死亡

除籍謄本により、S13に死亡し、子に家督相続されていることが判明。

C  
氏名のみ  
判明

子世代

・除籍謄本により、子世代の本人及び配偶者の死亡が判明  
・相続人として子2人を確認

・除籍謄本により、子世代の本人及び配偶者の死亡が判明  
・相続人として子2人を確認

孫世代

・除籍謄本等にて孫世代の相続人本人及びその配偶者の死亡を確認  
・相続人として6人を知

・除籍謄本等にて孫世代の相続人1人の死亡を確認  
・孫世代1人について相続人として1人を知

曾孫世代

6人

1人  
存命 死亡

## 【探索の状況】

- ・登記簿には氏名以外情報はなし。
- ・その他、市が有する情報にも本人を特定する情報はなかった。
- ・森林の所在地を本籍地と仮定して、戸籍謄本の請求を行ったが、該当なしとの回答だった。

※探索については、令和4年度所有者不明森林等における探索等工程調査業務の一環で行っている。

※探索は完了しており、このほかに相続人は存在しない。



# 市が行いたい経営管理の内容

- 2040林班い～ほ小班では施業が行われた形跡がなく、人工林・天然林が入り混じっており、立木も込み合い、下層植生も乏しい。今後、詳細な林分調査を実施する予定であるが、少なくとも間伐を一度は実施する必要があると考えている。
- また、集落に近接する区域であり、崩落が始まっていると思われる箇所や土石流警戒区域上部の沢には倒木もあることから、山地災害のリスクが高いと判断。所有者不明森林は広葉樹が多くを占めているが、同意が取れた周囲の森林と一体的に間伐を行うことで、光環境の改善等を図っていききたい。

## ■ 所有者不明森林とその周辺で定めようとする経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	10年間程度を想定
実施する経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1回以上の間伐を実施</li><li>・ 年1回の巡視</li><li>・ 民家等に隣接する危険な立木は伐採（R5年度に当該地の施業プランを策定予定）</li></ul>
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、利益を還元しない

※現時点で検討中の内容であり、変更の可能性がある。



写真1 2040林班内の林内



写真2 所有者不明森林の林内

# 検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 最終的に法定相続人が確知できた2筆について、登記名義人の相続人（今回の場合は家督相続された子）の戸籍の附票は取得できなかった。この場合、法の規定に基づき、特例措置の活用に進むことも考えられるが、相続人の戸籍（除籍簿）が取得できたため、最終的な相続人（曾孫）の探索まで実施し、相続人7名を確知した。残る1筆については、登記簿上の所有者の氏名しか情報がなく、森林の所在地を本籍地と仮定して登記簿等の取得を試みたが該当はなく、これ以上の探索が困難な状況。このほか、林務部局で保有している情報もない状況。林野庁としては、特例措置の活用のための探索行為を十分に行ったと考えるが、御意見はあるか。
2. 今回所有者不明と判断した森林については、広葉樹が多くを占めているが、立木が過密な状況であり、間伐を行うことで残存木の成長を促し、林床の光環境を改善する必要があると考えられる。市としては、土砂流出防備機能等の効果的な発揮のため、防災減災に資する森林整備を実施する必要があると考える。森林整備の内容について御意見はあるか。
3. 市では経営管理権集積計画の策定の前に、森林境界の明確化を実施する方針。所有者不明森林については、片側の所有者にしか立会（確認）を求めることができない。今回の事例に限らず、所有者不明森林の境界明確化の方法について、御意見はあるか。
4. 所有者不明森林について、今後、長野県の裁定手続きが必要となる。県は、所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、当該所有者不明森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合には、裁定を行うこととなる。林野庁としては、今回の対象森林は、法令で定める方法による探索が行われており、市が面的に穴のない森林整備を進めていく必要性があるものと考え、県が裁定するにあたり留意すべき点について、御意見はあるか。